

日本音響学会 技術開発賞 受賞候補募集のお知らせ

一般社団法人 日本音響学会 技術開発賞 選定委員会

委員長 荻木 禎史

日本音響学会技術開発賞規則により、第27回（2019年度）日本音響学会技術開発賞の候補業績を募集します。

日本音響学会技術開発賞推薦要項

1. 受賞候補者の資格

受賞候補者は、本会の賛助会員である法人の代表者又はその法人に属する個人、グループとします。

2. 推薦の方法

受賞候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでも結構です。ただし、他薦による場合は推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員又は賛助会員である法人の代表者とします。

3. 本賞の対象となる業績

本賞の対象は下記の業績とします。その条件は、2018年12月31日からさかのぼって前3年間に使用実績、評価などにおいて顕著であると認められるもので、その内容について選定委員会に提示可能であり、また受賞後に日本音響学会誌に公表可能なものとします。

- (1) 音響工学の研究成果を適用して開発された機器・工業技術で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。
- (2) 音響工学の研究及び技術開発に利用される機器・工業技術等で、研究・技術開発の進展に著しい貢献があったと認められるもの。
- (3) 音響工学の研究成果を適用し、音環境の創造・改善に著しい貢献があったと認められるもの。
- (4) 以上のほか、音響にかかわる技術開発で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。

4. 選定並びに決定方法

日本音響学会技術開発賞選定委員会において受賞候補業績の選定を行い、本会理事会で受賞者を決定します。

5. 表彰件数

表彰件数は原則として3件以内とします。ただし、選定委員会において該当する業績がないと判断された場合には表彰しないことがあります。

6. 推薦手続き

本会指定の様式(注)により、推薦書及び候補業績を説明する資料を各7部提出して下さい。なお、選定委員会の要請により、当該業績に関する説明資料を必要部数提出していただくことがあります。

(注) 本会事務局にお問い合わせ下さい。

7. 賞の贈呈

平成31年度の本会総会において贈呈します。

8. 提出先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F
一般社団法人 日本音響学会 日本音響学会技術開発賞選定委員会

9. 推薦期限

平成31年1月18日（金）必着

10. 問合せ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F 一般社団法人 日本音響学会事務局
Tel. 03-5256-1020, Fax: 03-5256-1022

選奨規則（抜粋）

最終改正日付 平 29.4.22

第 5 章 技術開発賞

第 40 条 技術開発賞は、音響に関する工学技術の進歩発展に特に貢献した本会賛助会員である法人の代表者、法人に属する個人又はグループに贈呈する。

第 41 条 技術開発賞に関する経費は、一般会計によるものとする。

第 42 条 技術開発賞は、原則として毎年 3 件以内に贈呈する。

第 43 条 技術開発賞は、賞状とし、副賞を添える。

第 44 条 前条の賞状及び副賞は、原則として通常総会の際、その時点で賛助会員等である者に贈呈する。

第 45 条 技術開発賞受賞予定者を選定するため、毎年、技術開発賞選定委員会を設ける。

第 46 条 技術開発賞選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。

第 47 条 委員長は会長が指名し、選定委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

2 選定委員は、正会員をあてる。

3 選定委員への重任は妨げないが、原則として連続して 3 年以上にわたることはできない。

第 48 条 技術開発賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続きにより行う。

第 49 条 委員長は、技術開発賞受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過と共に会長に報告する。

第 50 条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、技術開発賞受賞者を決定する。

第 51 条 技術開発賞選定委員会は、役員会において受賞者が決定されたときをもって解散する。

技術開発賞受賞予定者選定手続

平 21.4.28 制定

平 21.12.16 改正

選奨規則第 48 条による技術開発賞受賞予定者の選定は、

この手続に従って行う。

1. 選定は、次の (1)～(4) に掲げる内容によって音響に関する工学技術の進歩発展に貢献した業績を対象とし、本会賛助会員の代表者、法人に属する個人又はグループに対して賞を贈呈する。

(1) 音響工学の研究成果を適用して開発された機器・工業技術で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。

(2) 音響工学の研究及び技術開発に利用される機器・工業技術等で、研究・技術開発の進展に著しい貢献があったと認められるもの。

(3) 音響工学の研究成果を適用し、音環境の創造・改善に著しい貢献があったと認められるもの。

(4) 以上のほか、音響にかかわる技術開発で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。

ただし、選定年度から遡って前 3 年間に使用実績、評価等において顕著であると認められるもので、その内容について受賞後に日本音響学会誌に公表可能なものに限る。

2. 委員長は、選考に先立ち、選考の対象とする業績の推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。

3. 受賞候補業績の推薦は、自薦、他薦のいずれでもよいものとする。自薦による場合の応募者は、本会賛助会員である法人の代表者、法人に属する個人又はグループの代表者とする。他薦による場合の推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員又は本会賛助会員である法人の代表者とする。

4. 自薦による応募者又は他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書及び選定対象となる業績の要旨各 1 部を、選定委員会に提出する。

5. 前項によって推薦された受賞候補業績について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準によって評定を行い、その結果を基にして、合議によって技術開発賞受賞予定者を選定する。

6. 委員長は、前項の結果に選定経過を附して 4 月上旬までに会長に報告する。